

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(個人情報の保護に関する法律等の遵守)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、志木市情報セキュリティポリシー（平成15年2月1日制定）その他関係法令及び個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

(遵守事項確認表の提出)

第2条 乙は、個人情報を含む業務を行う際の遵守事項確認表（以下「遵守事項確認表」という。）を志木市（以下「甲」という。）に提出しなければならない。

(管理体制の整備)

第3条 乙は、個人情報を安全に管理するため、内部における管理体制を整備し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第4条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に書面により甲に届け出なければならない。

- 2 乙は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に届け出なければならない。
- 3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(個人情報取扱場所の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「個人情報取扱場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に届け出なければならない。

- 2 乙は、個人情報取扱場所を変更する場合は、事前に書面により甲に届け出なければならない。
- 3 乙は、甲の事務所に個人情報取扱場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第6条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上に努め、特記仕様書に

記載されている遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項についての教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

- 2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を整備しなければならない。

(秘密保持義務)

第7条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接的に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 作業責任者及び作業従事者は、本委託業務に関わる秘密保持に関する誓約書を提出しなければならない。

(適正取得)

第8条 乙が本委託業務において、個人情報を取得する場合、個人情報保護法その他関係法令等に従い、適正な方法にて当該個人情報を取得しなければならない。

- 2 乙が本委託業務において、個人情報を取得する場合、甲が指定する個人情報以外の個人情報を取得してはならない。

(再委託)

第9条 乙は、原則、本委託業務を再委託（本委託業務を第三者へ委託（2以上の段階にわたる委託を含む。））することをいう。以下同じ。）してはならない。

- 2 乙は、本委託業務をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先において個人情報を適切に管理する対策及び再委託先に対する管理監督の方法を明確にしたうえで、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 乙は、本委託業務を再委託する場合、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先の業務の履行状況を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、管理監督の状況を甲に報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第10条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

3 乙は、派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者との契約書に、個人情報の取扱いに係る遵守事項を明記しなければならない。

(個人情報の管理)

第11条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

- (1) 個人情報を、施錠又は入退室管理が可能な場所に厳重に保管すること。
- (2) 個人情報を、甲の事前の承諾なく個人情報取扱場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 本委託業務に必要な範囲を超えて個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を利用して作業を行うパソコンに、個人情報の漏えい、滅失又は棄損（以下「漏えい等」という。）につながると考えられるアプリケーションをインストールしないこと。
- (8) 個人情報を管理するための台帳を整備し、作業責任者、作業従事者、保管場所その他個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (9) 個人情報取扱場所に、私用パソコン、私用スマートフォン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わないこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲の承諾を得ずに第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第13条 乙は、甲乙間で個人情報の記録媒体を直接受渡す場合にあっては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に預り証を提出しなければならない。

2 前項に規定する受渡しの方法によることができない場合にあっては、セキュリティ便等の移送手段を利用することにより、個人情報の記録媒体の受渡しを行うものとする。

(個人情報の返還又は消去若しくは廃棄)

第14条 乙は、本委託業務終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定する方法により、返還又は消去若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を返還又は消去若しくは廃棄する場合は、返還又は消去若しくは廃棄すべき個人情報の記録媒体、項目、数量並びに返還又は消去若しくは廃

棄の方法及び処理日を書面により甲に報告しなければならない。

- 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄の際に甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本委託業務において利用する個人情報が記録された電磁的記録媒体を廃棄する場合は、物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とする措置を講じなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第15条 乙は、個人情報の取扱いの状況について、定期的又は緊急時に甲に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の規定による報告を行う際の手順を定めなければならない。
 - 3 乙は、第1項に規定する報告を求められた場合は、直ちにこれに応じなければならない。

(監査及び検査)

- 第16条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務に係る個人情報の取扱いに関して必要な指示をすることができる。

(漏えい事案等の対応)

- 第17条 乙は、契約の履行に係る個人情報の漏えい等をすることがないように必要な措置を講ずるものとし、本委託業務に係る個人情報の漏えい等に関し責任を負うものとする。
- 2 乙又はその従業者等が、漏えい等をした場合又はその恐れがある場合には、乙は直ちに甲に対して当該漏えい等に関わる個人情報の内容、件数並びに事故の発生場所及び発生状況を書面により報告しなければならない。
 - 3 乙は、個人情報の漏えい等が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止並びに復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 4 再委託先が本委託業務に係る個人情報の漏えい等をした場合又はその恐れがある場合には、乙は再委託先に対し、直ちに甲及び乙へ報告させるものとする。この場合、乙は再委託先に対し、速やかに必要な調査を行わせるとともに、再発防止策を策定させるものとし、甲及び乙に対し調査結果及び再発防止策を報告させるものとする。
 - 5 本委託業務に係る個人情報の漏えい等に関し、訴訟上又は訴訟外において甲に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、乙は当該申立の調査、解決等につき甲に合理的な範囲で協力するものとする。
 - 6 前項の甲に対する申立が、乙の責任によるときは、乙は、甲が当該申立を解決するのに要し

た一切の費用を負担する。

- 7 本委託業務に係る個人情報の漏えい等に関し、訴訟上又は訴訟外において乙に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、乙は、速やかに甲に対し、申立の事実及び内容を書面で報告するものとする。
- 8 前項の乙に対する申立がされた場合、甲が必要と判断する時は、甲は乙に対し、相当かつ合理的と認められる範囲で当該申立の解決に関する指示又は援助を行うことができる。
- 9 甲は、本委託業務に係る個人情報の漏えい等が発生した場合は、必要に応じて当該漏えい等に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第18条 甲は、乙が特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。